別表四の記載要領等第11号中「第９条第１項第８号」を「第９条第８号」に、「同項第12号」を「同条第12号」に改め、同第四号(7)中「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下「」及び「」という。）」を削り、同第五号(2)中「第11項」を「第10項」に改め、同第七号中「特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成31年法律第４号）の規定による特別法人事業税の額又は」を削り、同号を同第八号とし、同第六号中「第61条の13第１項」を「第61条の11第１項」に改め、同号を同第七号とし、同第五号の次に次の一号を加える。

6　「通算法人に係る減算額（別表四付表「10」）　⑳」の欄は、令和４年４月１日前に開始した事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）附則第14条第１項（連結納税制度の改正に伴う経過措置の原則）に規定する旧事業年度を含む。）にあつては、「被合併法人等の最終の事業年度の欠損金の損金算入額　⑳」として記載すること。